

急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 急傾斜地崩壊危険区域指定調書作成 地すべり対策事業要求資料作成	}	歩掛使用上の注意点
--	---	-----------

【1】急傾斜地崩壊防止施設詳細設計

1. 適用範囲は1箇所当りの設計計画延長は以下区分のとおりとする。
 - ① 100m以上200m未満
 - ② 100m未満
 - ③ 200m以上
 ※適用工種としては、のり枠工・擁壁工等を想定している。
2. 施工計画の検討については、山林伐採の方法や浮石・転石の除去方法等、支障物件調査、工事用道路・施工ヤードの配置等の施工全般的な施工計画検討及び概算費用算出を行う。
 ※転石が巨大である等の理由により、通常想定される除去方法等が実施困難で、対策方法について高度な比較検討等が必要な場合は、現地状況に合わせ別途見積を徴収することとする。
3. すべり安定計算については、アンカー工、地山補強土工等の法面抑止工やノンフレーム工が必要な場合、すべりに対する安定性の検討を行う。
4. 支柱強化型やネット強化型の防護柵が必要な場合、待受式待受式高エネルギー吸収型崩壊土砂防護柵工設計の検討を行う。
5. 景観検討については、国立公園などの法指定地等で周辺環境に配慮する必要がある場合に適用する。
 ※平成15年4月1日施行の「長崎県美しい景観形成推進条例」に基づく指定区域内の急傾斜地についても適用する。
6. 関係機関との協議資料作成については、国土交通省（九州地方整備局）等と協議を行う際に必要となる、対策工法協議資料を作成することを目的とする。
7. 諸経費区分は、標準積算基準書の「設計業務」を適用する。

【2】急傾斜地崩壊危険区域指定調書作成

1. 急傾斜地崩壊危険区域の指定に必要な調書を作成することを目的とする。
2. 諸経費区分は、標準積算基準書の「設計業務」を適用する。

【3】地すべり対策事業要求資料作成

1. 地すべり対策事業を実施するにあたり、国土交通省（九州地方整備局）との協議に必要な資料を作成することを目的とする。
2. 地すべり観測業務に含めて委託する場合は、設計協議は計上しないこと。
3. 諸経費区分は、標準積算基準書の「地質調査業務」を適用する。